

観 覧 用 指 名 通 知

令和8年9月15日

本山町長

契約条項を示す場所	高知県長岡郡本山町役場
現 場 説 明	無
落 札 決 定	落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額の1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
入 札 保 証 金	免除する
最 低 制 限 価 格	有
落札者が契約書に記名押印すべき期限	別途通知する。
入 札 の 無 効	本山町契約規則第20条各号に該当する入札は無効とする。
そ の 他	建設工事電子入札指名競争入札心得の各条項を了知すること。
入 札 の 日 時 場 所	令和8年9月29日(火) 9時10分
工 事 番 号	8本教単第6号
工 事 名	令和8年度 本山第2町民プール改修工事
工 事 場 所	長岡郡本山町本山地内
工 事 日 数 又 は 完 成 期 限	90日
特 記 事 項	あり

<入札条件及び契約保証金等>

1 契約の保証について

この工事の契約締結にあたり、契約金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、競争入札心得第19条ただし書き以下に該当する場合はこの限りではない。

2 現場代理人、技術者届の提出

- (1) 落札者は、契約締結の前に、常駐させる現場代理人及び配置する技術者について、別に定める様式による「現場代理人・技術者届」を提出しなければならない。
- (2) 「現場代理人・技術者届」について別途指定する期日までに提出がない場合は、落札決定を取り消す。
- (3) 契約締結の前に、契約の工期中の現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難と認められる場合には、落札決定を取り消す。
- (4) 契約締結の前の「現場代理人・技術者届」の提出により、契約締結後に必要な現場代理人及び主任技術者又は監理技術者の通知がなされたものとみなす。
- (5) 契約締結後に、現場代理人の常駐又は技術者の専任等の確保が困難となった場合は、契約の解除を行うことがある。

3 主任技術者又は監理技術者

- (1) 営業所における専任の技術者は、請負代金(税込)が3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)以上で専任を要する工事の主任技術者又は監理技術者になることができない。
- (2) 専任を要する主任技術者又は監理技術者は、入札の執行日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあることが必要である。

4 中間前払と部分払の選択

請負者は、契約締結時に中間前払金又は部分払のいずれかを選択することとし、契約締結後の変更は認めない。

5 予定価格(消費税相当額抜きの額)

事後公表とする。

6 最低制限価格

事後公表とする。